

令和8年4月 定例教育委員会 議事録

日 時	令和8年4月27日（月）	開会 17時30分 閉会 18時45分
場 所	教育委員会室	
出席者	教育長	寺岡 悌二
	教育委員	福島 知克（教育長職務代理者）（議事録署名委員）
	教育委員	山本 隆正
	教育委員	新谷 なをみ
	教育委員	松浦 倫
	教育委員	田中 淳子
事務局職員	教育部長	佐保 博士
	教育部次長兼教育政策課長	森本 悦子
	図書館共創交流局長	稲尾 隆
	学校教育課長	田中 修
	社会教育課長	津川 文隆
	図書館共創交流局参事兼図書館長	西澤 和江
	学校教育課参事	山田 慈子
	学校教育課参事兼教育相談センター所長	藤原 良浩
	学校教育課参事（共生社会実現・部落差別解消推進課参事併任）	種村 由加
	教育政策課課長補佐兼教育政策係長	中原 勝也
	教育政策課	佐藤 元昭
	傍聴人	0名
議事日程	第1	議事録署名委員の指名について
	第2	別府市立図書館等複合施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について【議第15号】
	第3	別府市立図書館協議会委員の委嘱について【議第16号】
	第4	別府市社会教育委員の委嘱について【議第17号】
	第5	別府市公民館運営審議会委員の委嘱について【議第18号】
	第6	別府市美術館運営協議会委員の委嘱について【議第19号】
	第7	別府市子どもの読書活動推進計画策定委員の委嘱について【議第20号】
	第8	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する結果報告書【議第21号】
報告事項	教育長による事務の臨時代理について【報告第4号】 ※非公開	
その他	(1) 別府市学校給食費負担軽減交付金交付要綱の制定について (2) 5月定例教育委員会の開催日程について	

議 事 録

◎ 開 会

寺岡教育長 ただいまより令和8年4月の定例教育委員会を開会いたします。

◎ 議事録署名委員の指名について

寺岡教育長 はじめに、議事日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、本日は福島委員にお願いいたします。
本日の議事のうち、報告第4号 教育長による事務の臨時代理につきましては、人事に関する案件のため、別府市教育委員会会議規則第6条第1項の規定により非公開とすることを提案します。お諮りいたします。この案件を非公開とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。出席者の3分の2以上でありますので、これを非公開とします。また、これにより、審査順序を入れ替えたいと思います。報告第4号 教育長による事務の臨時代理についての審議を最後に行います。

◎ 別府市立図書館等複合施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

寺岡教育長 それでは議事に入ります。議事日程第2、議第15号 別府市立図書館等複合施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について提案しますので、事務局から説明いたします。

図書館共創交流局参事 議案書1ページをご覧ください。議第15号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。
2ページをご覧ください。今回の改正は、大分都市広域圏に佐伯市が加わったことにより、新たに佐伯市の住民を図書館資料の貸出しを受けることができる者に加えること、及び利用者の利便性の向上と業務の効率化を考慮し、様式第1号を改めることに伴い、規則を改正するものでございます。改正内容につきましては、3ページの新旧対照表をご覧ください。左側が現行、右側が改正案となっております。変更した箇所につきましては、アンダーラインを引いている部分でございます。様式の改正については、次の4ページをご覧ください。新システムの運用により記入が不要となった項目等の整理や、外国人、小さな子どもや高齢者、障がいを持つ人等への対応として、やさしい日本語による表記、性別記入欄における性別の選択に抵抗感を持つ方への配慮として、性別記入欄を削除したものでございます。説明は以上となります。

寺岡教育長 ただいま図書館共創交流局参事より説明がございました。これより質疑を

行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

田中委員 英語表記だけのものはありますか。

図書館共創交流局参事 今の時点では、英語表記だけの申込用紙は作っておりません。

田中委員 施策として、インターナショナルな都市なので、中国語や韓国語などもあるのもいいのではないかと思います。

図書館共創交流局参事 今後は多言語での対応ができるように検討してまいりたいと思います。

山本委員 4ページの申込書についてですが、「この下は必要な人だけ書いてください」という部分に学校と職場を記入するようになっていて、その下の「以下は団体の方のみご記入ください」というのはどういう取扱いになるのでしょうか。

図書館共創交流局参事 図書館を個人で利用される場合の中で、大学の在学中だけ別府市在住で卒業後は市外に出るといった場合であったり、個人のほかに団体利用というものがあります。ですので、団体での登録をする場合には「団体の方のみご記入ください」という部分をご記入いただく形になります。

山本委員 通っている学校と働いている場所についてですけども、これは基本書いてもらうということですか。それとも個人であればここは書く必要ないということですか。

図書館共創交流局参事 別府市在住の方については、最初の太枠内をご記入いただくこととなります。別府市以外のお住まいの方で、別府市の学校に通っているとか別府市で仕事をしているという場合に「この下は必要な人だけ書いてください」という欄をご記入をいただく形になります。

山本委員 「その他の電話番号」の欄は、保護者、通勤先、通学先、帰省先、とチェック欄があって、「他の住所」というのは、例えば学生さんだったらこの欄に出身地か実家の住所を書いて、上の「現住所」のところは今住んでいる別府市内の住所を書くということになるのですね。

図書館共創交流局参事 別府市の場合はハーフ住民の方のご登録もお受けするようになっていきます。そういった場合に、2つの欄を記入をしていただくというような運用になります。

山本委員 混乱のないようによろしくお願いします。

福島委員 免許証やマイナンバーで本人確認するというのは、どういう目的ですか。

図書館共創交流局参事 マイナンバー等の確認書類のところは職員記入欄になります。他は督促などのときの連絡先として記入していただきます。

福島委員 個人情報を取得して大丈夫ですか。

図書館共創交流局参事 図書館で決めている利用貸出しを受けることができる者の条件に当てはまっているかという確認をするために記載をしていただくということになります。

寺岡教育長 他の市町村や都道府県も同じような貸出申込書でやっているのですか。

図書館共創交流局参事 大体はそうです。

山本委員 職員記入欄の確認書類として免許証、マイナンバーカード、学生証、その他とあるのは、コピーをとるわけではなくて、記入している事項と一致しているかどうかを確認するために見せてもらうということですか。

図書館共創交流局参事 はい。

福島委員 これで統計を取るのですか。

図書館共創交流局参事 申込書だけで統計を取るということはないのですが、システム上、例えば市内在住者、市外在住者という形で統計が取れるようにはなっています。

教育部長 4ページの通っている学校、働いている場所の欄ですが、例えば日出町に住んでいる方がいらっしゃるって、別府市の学校に通っているとか別府市で働いているといった場合も利用ができますので、その確認のための枠と捉えていただければよろしいかと思います。

山本委員 やはり別府市ということを確認するということですよ。どこかに別府市やここに書いている広域圏の市が記入されているかという。

松浦委員 学生証なのですが、今どこの大学等も現住所等は載せてないんですね。なので、例えば督促をかける場合の現住所の確認欄として職員の方がチェックするのであれば、外国人留学生の場合は在留カードで別府市内のどこに住んでいるというところまで調べられますが、学生証にはその者の現住所等が載っておりませんので、日本人学生の現住所の確認ということであれば学生証ではできないとなります。

寺岡教育長 では参考意見ということで。その他はよろしいですか。
では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第15号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第15号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市立図書館協議会委員の委嘱について

寺岡教育長 次に議事日程第3、議第16号 別府市立図書館協議会委員の委嘱について提案しますので、事務局から説明いたします。

図書館共創交流局参事 議案書5ページをお願いします。議第16号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。
6ページをご覧ください。別府市立図書館協議会委員の任期は2年となっておりますが、令和7年7月1日から令和9年6月30日までとなっておりますが、今回3月31日をもちまして春木川小学校校長塩地美千代氏と中部中学校校長野中公二氏が辞任されましたので、補充委員として、東山小中学校校長北村愛子氏と春木川小学校校長稗田雅子氏を委嘱いたします。
続きまして7ページをお願いいたします。こちらが委員名簿でございます。今回2名の補充委員を入れまして、合計8名が別府市立図書館協議会委員となり、令和9年6月30日までの任期となります。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま図書館共創交流局参事より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

新谷委員 学識経験者のところに3名いらっしゃって、是永先生と佐藤先生という同じ別府大学の教授と准教授がいらっしゃるのですが、この2名は専門分野が違うとか何かそういう理由でしょうか。

図書館共創交流局参事 そのとおりでございます。是永先生の方は経営関係、それから人工知能などそういった部分をご専門にされている方、そして佐藤先生は、こちらの役職名にもありますように司書の養成過程を教えていらっしゃる方で、お二人の専門分野が違うということで委員になっていただいております。

新谷委員 専門分野が違うということで、説明を聞けばそうかなと思うんですけども、ひとつの委員会の中に同じところから2名が出るというのはどうかと思う方もいらっしゃるみたいで。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。
では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第16号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第16号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市社会教育委員の委嘱について

寺岡教育長 次に議事日程第4、議第17号 別府市社会教育委員の委嘱について提案

しますので、事務局から説明いたします。

社会教育課長 8ページをお開きください。議第17号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。
9ページをご覧ください。別府社会教育委員の任期は2年で、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとなっております。4月1日の人事異動に伴い、朝日小学校校長城内一孝氏から大平山小学校校長時松哲也氏を委嘱するものでございます。
10ページをご覧ください。委員名簿でございます。今回補充をいたしまして、合計12名の方が別府市社会教育委員ということになっております。欠員となっております自治委員会からの推薦による委員につきましては、自治連携課を通じて、引き続き推薦をお願いしてまいりたいと考えております。補充された委員の任期につきましては前任者の残任期間となりますので、現在の12名全員が令和9年3月31日までということになります。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。
では特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第17号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第17号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市公民館運営審議会委員の委嘱について

寺岡教育長 次に議事日程第5、議第18号 別府市公民館運営審議会委員の委嘱について提案しますので、事務局から説明いたします。

社会教育課長 11ページをご覧ください。議第18号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。
12ページをご覧ください。別府市公民館運営審議会委員の任期は2年、令和6年7月1日から令和8年6月30日までとなっております。4月1日の人事異動に伴い、北部中学校校長太田悟氏から中学中部中学校校長宮川久寿氏を委嘱するものです。
13ページをご覧ください。委員名簿でございます。今回の委嘱で合計16名が別府市公民館運営審議会委員となります。別府市PTA連合会からの選出につきましては、5月25日開催の同連合会の総会以降、推薦を受ける予定としております。任期につきましては前任者の残任期間となりますので、16名全員が令和8年6月30日までの任期ということになります。次期委員の委嘱につきましては別途定例教育委員会で提案をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。別府市PTA連合会からの選出については5月25日の総会が終わってからということですか。

社会教育課長 団体のほうから、そのように推薦をしたいという形での意向を聞いております。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第18号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第18号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市美術館運営協議会委員の委嘱について

寺岡教育長 次に議事日程第6、議第19号 別府市美術館運営協議会委員の委嘱について提案しますので、事務局から説明いたします。

社会教育課長 14ページをお開きください。議第19号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。15ページをお願いいたします。別府市美術館運営協議会設置要綱により、協議会委員は10人以内となっており、別府市美術協会会員、学識経験者、学校関係者、文化芸術関係者の中から教育長が委嘱することとなっております。今回は全員の任期2年が経過したことから、10名を委嘱するものとして、美術協会に推薦依頼を行っている2名を除き、現時点で確定している8名の方々を提案させていただいております。今回の委嘱で変更になったのは、校長会から選出の佐藤勝氏、太田悟氏。それから竹細工伝統産業会館館長の姫野淳子氏でございます。任期は2年で令和8年4月1日から令和10年3月31日までとなります。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。では特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第19号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第19号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市子どもの読書活動推進計画策定委員の委嘱について

寺岡教育長 次に議事日程第7、議第20号 別府市子どもの読書活動推進計画策定委員の委嘱について提案しますので、事務局から説明いたします。

社会教育課長 16ページをお開きください。議第20号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。

17ページをお開きください。本委員会は、先月の定例教育委員会で設置要綱制定にて説明を申し上げましたとおり、令和9年度から13年度を期間とする「別府市子どもの読書活動推進計画（第4次）」を策定するための委員会で、委員は学識経験者、学校教育関係者、家庭教育関係者などから16人以内で構成し、教育委員会が委嘱することとなっております。今回、策定委員として14名の方を委嘱いたします。なお、任期につきましては委嘱の日から第4次計画案を教育委員会に報告する日までとなっております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

田中委員 子どもの読書といえば小学生、中学生になるかと思うのですが、学識関係者の中に、別府支援とやまなみ支援学校の校長が2人入っていて、ここに小中が入っていないのは、何か特に理由があるのですか。

社会教育課長 学校教育関係者のところに、東山小中学校の北村校長が入っております。この枠が小中学校の枠ということで、小中学校の校長会全体として先生に入っていたかという形でやっております。

松浦委員 田中委員のお話にもあったように、幼稚園とか子どもの読書で絵本の読み聞かせとか、ちょっと偏りがあるのかなというような印象を受けました。それと、私どもの名前で申し訳ないのですが、松尾司のところは別府が入ります。別府溝部学園高等学校の校長でございますので、校名に関しては少し気をつけていただくと嬉しいなと思っております。それから幼稚園等は何で入っていないのかなというような印象を持っておりますが、何か意図があれば教えていただきたいなと思います。

社会教育課長 特にそこまでの意図を考慮しておりません。今まで、読書活動の推進計画を作った後に、読書活動の委員会を作ります。そちらの委員会を踏まえて進んでいくという形になります。委員の今言われた部分も含めまして、今回の策定委員でまだ足りない部分があれば、また次のときに少し補充させていただければなと思いますし、おっしゃるとおり幼稚園の部分とか、小中学校の小学校の部分というところで、私たち事務局側のほうでもう少し加える必要があれば加えていって、委員の数は16人までという形で補充できますので、補充等していきたいなと思います。

新谷委員 たまたまですが、北村先生は東山なので、幼稚園園長、小学校長、中学校

長兼任しているので、幼稚園の読書とか小学校の読書の意見も、今年に限っては北村先生から聞くことはできると思います。

寺岡教育長 では課長、補充を考えますか。

社会教育課長 課の担当者を含めて相談をさせていただきたいと思います。どちらにしても、もしそれが必要であれば来月の委員会の中で提案させていただく形になると思います。

寺岡教育長 そういうことでよろしいですか。では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 20 号はこの原案については議決することにご異議ございませんか。そしてまた追加があればお願いします。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 20 号は議決することに決定いたしました。

◎ 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する結果報告書

寺岡教育長 次に議事日程第 8、議第 21 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する結果報告について提案しますので、事務局から説明いたします。

**教育部次長兼
教育政策課長** 議第 21 号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。事前にお配りいたしました別冊資料「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する結果報告書(案)」をご覧ください。報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づきまして、令和 7 年度に別府市教育委員会が実施した事務事業の管理及び執行の状況について、教育委員会事務局が点検及び自己評価を行った上で、知見活用委員会において説明し、知見活用委員 3 名による外部評価をいただき、まとめたものとなっております。報告書の構成は、各事業についての自己評価が 5 ページから、3 名の知見活用委員のご意見は 24 ページから、自己評価及び各知見活用委員のご意見を踏まえた教育委員会としてのまとめは 28 ページに記載しております。各事業につきましては、各課から自己評価が B または C の事業を中心に説明いたしまして、その後、まとめの部分について教育政策課から説明させていただきます。その後、教育委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。それでは、別冊資料に沿って学校教育課から説明いたします。

学校教育課長 学校教育課では B と C の評価が 4 項目ありました。その 4 点についてご説明させていただきます。資料の 6 ページをお開きください。事業名「個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実した『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業

改善の推進」は、自己評価をBとしています。その理由は、成果指標に対する達成率が93.8%だからです。ただ、成果指標②③の達成率は、小学校中学校ともに指標を超えていることから、事業目的はおおむね達成できていると捉えています。今後も、「主体的・対話的で深い学び」を重点にした指導助言を行っていきたいと考えているところです。

次に10ページをお開きください。事業名「子ども自らがつくる学校生活の推進」は、自己評価をBとしています。その理由は、成果指標に対する達成率が92.5%だからです。小学校の生活指導主任会の持ち方に課題が残りました。今後は、各種会議において十分な説明と交流の時間を確保し、児童生徒の自治的能力を育てていきたいと考えています。

続きまして13ページをご覧ください。事業名『学校に行きづらさを感じている』児童生徒への支援」は、自己評価をBとしています。その理由は、成果指標に対する達成度が85.3%だからです。保護者が支援について理解していることが関係機関へのスムーズな繋ぎにつながることから、今後は、子どもたちへの支援体制を更に充実させるとともに、家庭に対しても支援についての周知をしていきたいと考えています。

最後に14ページをお開きください。事業名「いじめの未然防止や早期解決に向けた適切な対応・支援の推進」は、自己評価をBとしています。その理由は、成果指標に対する達成度が85.1%だからです。校内いじめ対策組織を中核とした対応や人間関係づくりプログラムを日課表に位置付けることにより、一定の効果があつたと考えています。今後も、いじめの未然防止や早期対応に関する啓発を強化していきたいと考えております。以上でございます。

図書館共創交流局参事 事業名「新図書館・共創交流拠点こもれびパークの整備と活用・運営」についてです。こちら自己評価をCとしております。その要因についてですが、開館期間中には新たな利用者層を獲得するために、企画事業の実施等も行いましたが、新図書館の移転及び開館準備に伴うサービスの縮小や休館期間の延長する影響により、2つの成果指標を達成できませんでした。続きまして課題についてです。多様なニーズに対応するための蔵書の充実、資料情報の提供体制の強化と、共創交流拠点こもれびパークとの連携による交流促進事業の展開など、複合施設としての相乗効果をどのように生み出していかだと考えております。今後の展開ですが、課題に挙げた内容に加え、新しく開始したサービス、市内の各出張所で予約資料を受け取ることができるなど、施設に来館しなくても利用できるサービスの拡充等により、貸出冊数や登録数は向上すると見込まれるため、取組①②を継続・拡充としております。以上でございます。

社会教育課長 社会教育課からは2点ご説明いたします。
19ページをお願いします。「地域教育力の活性化」についてです。成果指標を将来別府に住みたいと回答する成人者（20歳）が90%、それから別府市には魅力的な大人が多いと回答する成人者（20歳）が90%とさせていただきます。具体的な取組①としては、公民館に地域教育魅力化コーディネーター6名を配置。それから中学校区単位での地域学校協働活動推進員8名を委嘱したということです。取組②につきましては、ボランティア登録システムをシステム化しております。それから取組③でございます。

が「放課後トライ」については、市内 17 小学校だけの提供という形で終わりました。また取組④ですが、「子ども夢チャレンジ」の提供を、公民館に限らず学校や学童でできたということです。取組⑤については「べっぴ子育て Labo」ということで、5 中学校区で実施し、テーマを絞った、例えば「ふとうこうカフェ」「てつがくカフェ」「ひとり親カフェ」なども成功したという形でございます。成果指標につきましては、2 つとも目標に達していないということで、C という形にしましたし、具体的な取組は全て継続・拡充とさせていただきます。取組一つひとつ見ると、例えばボランティアの登録のシステム化というのが非常にマッチングの点でスムーズになったということ。また取組③については、中学ニーズが把握できず提供に至らなかったというところもありますし、取組④の公民館外の実施に関しては、その機会をより多くの子どもたちに提供することができました。また Labo の実施は、子育て応援サポーターという新たな役割を担う市民の力で実現したということで、今後は大人たちが地域の子どもを育てているという実感に繋がっているという指標も検討していければなと思っております。

改善策でございますが、取組①につきましては、地域学校協働活動推進員を小中学校全てに置くという形で考えておりますので、21 名まで増員させるよう努めるという形にしました。ちなみに先日報道等があったかもしれませんが、今年度 13 名委嘱しておりますので、今後さらに増やしていければ追加をしていきたいと考えているところでございます。それから取組②のボランティア登録システムでございますが、今後 SNS の充実を図っていきたいと考えております。取組③④につきましては、学校に公民館が実施できることをリスト化、情報提供し、より協働による教育の場の提供に取り組んでいきたいと思っております。それから取組⑤につきましては、ニーズによっては公民館以外での開催も視野に入れ、必要としている多くの方々に参加しているよう取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

次に資料 20 ページです。「多様な主体の社会教育の推進」についてということで、こちらの成果指標は 2 つです。1 つは「家庭教育に関わるものや生活・地域の課題解決のための学習機会を得ることができた」と回答する参加者の割合が 90%。もう 1 つは、この教育委員会でご指摘いただいた話でございますが、「21 世紀を担う別府っ子表彰」の表彰者・団体の数を 10 以上としております。具体的な取組としては、「子育て応援講座」を年 8 回開催、「湯のまち学びのカレッジ」を 7 つの地区公民館等で年間 51 講座、「平和を考える市民の広場」を開催しました。また、校区での体験奉仕活動を、別府市青少年育成協議会の協力のもと、地域ごとに特色ある活動を行いました。リーダー研修会は、家庭教育推進大会の講演会に参加することとしました。取組④は二十歳のつどいですが、8 名の実行委員について市内公立中学校から推薦を受け、委嘱後 7 回の実行委員会を開催して、会の企画及び運営を行ってもらったというところです。

成果指標に対する評価ですが、①につきましては、「子育て応援講座」では 92%、「湯のまち学びのカレッジ」では 78% となり、「湯のまち学びのカレッジ」については 14% 減となったところでございます。また②につきましては、表彰者団体の数はご存じのとおり 5 団体でございました。こういう意味で取組全体を評価して B としたところでございます。

改善策ですが、学習意欲を刺激するような広報の工夫や講座開催会場の拡充も視野に入れ、取組を進めるという形で考えております。また、「湯のまち学びのカレッジ」ですが、各公民館の担当職員との協力により、選定基準にのっとり講師等の選定を継続していきたいと思っております。また③については各校区で行う活動ということで、各校ごとの意見交換を行って、様々な活動を他の校区でも行えるよう支援を行っていく必要があると考えています。④については二十歳のつどいを生涯学習の一環ととらえ、同じ内容でもより良いものにできるよう、担当者が協力して作り上げる環境を継続していくというふうにしております。以上でございます。

学校教育課参事
兼共生社会実現・部落
差別解消推進課参事

共生社会実現・部落差別解消推進課です。よろしく申し上げます。資料 15 ページをご覧ください。事業名は、「学校教育における人権教育の推進」です。自己評価を B としております。成果指標を達成していないからです。成果指標①②ともに、肯定的回答の割合は上昇しており、一定の成果が出ていると考えますが、今後も人権教育を充実していく必要があるため、継続・拡充といたしました。今後の展開といたしましたは、児童生徒が人権課題解決に向けて主体的に取り組む態度を育成するため、主体的・対話的で深い学びを実現する授業実践が必要だと考えます。今後は、この授業改善についての成果指標を③として付け加えます。児童生徒が自分自身の行動を振り返り、人権課題を自分事として捉えられる授業実施のための指導助言を行ってまいります。本課からは以上でございます。

教育部次長兼
教育政策課長

最後に教育政策課です。7 ページ、1 事業だけです。自己評価を A としておりますので詳しいご説明は省略させていただきますが、食育の取組、それから農家との意見交換を踏まえた地産地消の取組を継続して実施することで、さらに事業の継続を進めてまいりたいと思います。

各課からの事業項目の説明は以上です。

続きまして、24 ページから 26 ページに知見活用委員会の 3 名の委員からご意見をいただいておりますので、要点をご報告いたします。

24 ページをご覧ください。最初に本田委員です。本田委員からは、各事業について全般的に、熱意をもって主体的に取り組んでいること、詳細までよく把握している点に高い評価をいただきました。加えて、今回は、事業目的に照らして成果指標が適切に設定されているかということ踏まえ、「その年度に特に成果が上がったと思えることについては、指標を追加するということがあってもよい」、また「指標の適切性も含めた自己評価を行うことで、次の年度に向けた前向きな評価になる」というご提案をいただきました。これは、指標を達成することが目的となつてはならない、という原点に立ち返るご示唆であると捉えております。

次に櫻田委員です。25 ページをご覧ください。櫻田委員からは、事業の組み立てや運営が毎年ブラッシュアップされており、それが報告書に反映されているという点を評価いただいております。また、「『B』と評価された事業の中でも、児童生徒の意識の涵養には時間がかかるため、指導者である教員への支援とともに、取り組む時間の確保も重要な改善点となる」という新たな視点を与えていただきました。一方で、目的と成果指標のリンクに検討が必要な事業があるという指摘もあり、事業の組み立てとプロセスの見直しが求められています。

最後に山本委員です。26 ページをご覧ください。山本委員からは、第3期別府市教育大綱の1年目であり、大綱の実現を目指すスタートの1年目であること、事業全体を通して、別府市教育委員会が施策や事業の推進に意欲的かつ真剣に取り組んでいるとの評価をいただいております。また、「事業の相互関連等『事業の構造』を明確にすることは、読み手にとって理解しやすいだけでなく、事業の推進や点検・修正の観点からも重要である」と、今後の点検・評価につながる貴重なご指摘をいただきました。続きまして27 ページには、教育委員会の活動状況を記載しております。令和7年度は12回の定例教育委員会と2回の臨時教育委員会を開催いたしました。合計14回の会議における議案等の付議は、議案と報告を併せて64件、主な活動については、記載しているとおりです。28 ページをご覧ください。最後に教育委員会としてのまとめを記載しています。3名の知見活用委員の皆様には、点検・評価シートに表れる結果や数値だけでなく、そこに至る事業担当者の思いや考え方を交えた協議を通じて、各事業が教育大綱の理念実現に寄与しているのか、子どもたちや市民の幸せに繋がっているのかなど、本市の教育課題の改善につながる大事なご指摘、ご示唆をいただき、今後の取組へとつないでいただいたと考えております。令和7年3月に策定いたしました「第3期別府市教育大綱」に係る別府市教育行政アクションプランに対しての点検・評価につきまして、事務局からの説明は以上でございます。ご審議、よろしく願いいたします。

寺岡教育長 ただいま各課より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

新谷委員 私も以前知見活用委員をしていて、とても大変だったという記憶があります。これは各課ではなく全体的に、一度事業を始めるとそれを終わらせるのがとても難しいというふうに思います。例えば別府学、私はとてもいいなとは思ったのですが、学校の中で、今それをどれぐらい先生たちが関心持っていていいのかというのは、クエスチョンマークだったりします。一度始めて、何年間かしてある程度成果が出たらそれをやめるというか、成果が出たらもっと継続したいというのもあるかもしれないんですけど、スクラップアンドビルドじゃないですけども、ずっと同じことをするのはすごく大変だと思うんです。A評価にしているけども、子どもが変わるとその時にしなければいけないことも変わりますよね。子どもが変わって社会も変わるのですね。だからもう、一応達成したものは、少し精査して終わらせるということも大事なかなというふうに毎年思います。だから、先生方が行うことは重点的にしてあげないと、あれもしてくれ、これもしてくれというのはとても大変です。最後の方で櫻田先生が書いているのですが、先生方が取り組む時間がどんどん増えているのではないかとこのところ思うので、もう達成したものについては少し終わらせて、今集中してこれに取り組む、というようなことを絞ってもいいのではないかと毎年思います。

教育部次長兼教育政策課長 ありがとうございます。今回、8年度のアクションプランの改正、改定も考えております。それから9年度、10年度に向けた教育行政アクションプランに着手いたします。その中で、委員のご指摘、本当にそのとおりだと

思います。実際このレビューを見ていると、具体的取組、今後の展開は、ほとんどの事業が継続・拡充となっておりまして、一部見直しとか達成終了とかいうところにやっぱり丸がついて、次のステップに進めるような、そんな事業展開も本来は必要なのではないかと思っております。ですので、今後進めるアクションプランの見直し、それから9年度、10年度の策定に向けても、今のご指摘を踏まえて見直しを進めていきたいと思っております。

新谷委員 人によって意見が違いますので、みんなの意見を聞いていたら終わらせることはできないかもしれませんが、これはある程度達成したというものについては終了したほうが、集中して新しいことに取り組めるかと感じています。

松浦委員 14ページのチェック項目のところです。「具体的取組の今後の展開について」の欄が、最後の行の文章が途中で切れています。こういうページが6ページ、9ページ、14ページに見られました。細かいことが気になる方もいらっしゃると思いますし、このような部分のチェックがちょっと気になりましたので、細かいことですがよろしく願いいたします。

教育部次長兼教育政策課長 ご指摘ありがとうございます。このレビューはホームページに掲載する事業でございますので、本日ご審議の上議決をいただきましたらば、再度精査をして掲載したいと思っております。

寺岡教育長 ホームページに掲載ということで、市民の方がご覧になりますのでよろしく願いいたします。その他はございませんでしょうか。では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第21号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第21号は議決することに決定いたしました。

◎ その他(1)

寺岡教育長 次にその他(1)別府市学校給食負担軽減交付金交付要綱の制定について、事務局から説明をお願いいたします。

教育部次長兼教育政策課長 議案書20ページでございます。その他報告、別府市学校給食費負担軽減交付金交付要綱の制定についてでございます。

議案書22ページに制定理由がございますのでそちらをご覧ください。別府市立小学校における給食費の無償化を目的に別府市学校給食費負担軽減交付金を交付することにつき必要な事項を定めるため、要綱を制定しようとするものです。国による小学校の学校給食無償化の財源は、大分県を通して別府市に交付されます。一方で、本市の学校給食事業は私会計で運

営をしておりますので、市の公会計に入ったこの財源を、学校給食事業の会計機関であります「別府市学校給食共同調理施設運営委員会」に交付して学校給食を提供するという事業を実施いたします。そこで、この財源の受け皿となる当該委員会が行うべき手続きを明確にすることで、給食費無償化事業の透明性を図ろうとするものでございます。なお、本要綱は、別府市補助金交付規則に準じた内容となっております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま教育政策課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

新谷委員 読んだところでは、別府市立小学校における給食費の無償化ということで、中学校の無償化はまだできていないということですか。

教育部次長兼教育政策課長 国による学校給食費の無償化は、まず小学校から着手しております。中学校につきましては、できるだけ速やかにということが国の方針で、令和8年から無償化を実施するのは小学校のみとなります。

新谷委員 では今は、中学生は保護者負担ですね。

教育部次長兼教育政策課長 幼稚園と中学校が保護者負担です。保護者負担軽減事業は継続しておりますし、物価高騰対策補助金も継続しておりますので、幼稚園と中学校についてはこれまで同様です。小学校だけが保護者の負担がなくなりました。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ その他（2）

【概要】 ※令和8年5月定例教育委員会の開催日程について、令和8年5月28日（木）17:30より開催することが決まった。

◎ 報告事項 ※非公開

寺岡教育長 ここからは非公開となりますので、関係職員以外のご退席をお願いいたします。

それでは報告事項に入ります。報告第4号 教育長による事務の臨時代理について報告します。詳細は事務局から説明いたします。

以下非公開

◎ 閉会

寺岡教育長 以上をもちまして、令和8年4月定例教育委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

- ・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。